

損傷したごみ袋引換券の取り扱いについて

汚損、損傷その他の理由により使用することが困難となった券（以下「損傷券」という）について、引換対象となる券は、以下のとおりとします。

◆引換基準


引換期間（年度）が確認できるもの、かつ、券面の3分の2以上が残存するものは、額面どおり損傷券の引き換えを行います。この基準を満たさないものについては、失効となります。

なお、券の紙片が2つ以上ある場合において、当該各紙片が同一の券の紙片であると認められるときは、当該各紙片の面積を合計した面積をその券面の残存面積として、この基準を適用します。

OK

草津市指定ごみ袋引換券 5枚
(1パック)

1種類だけ選んで、に✓を入れてください。

<input type="checkbox"/> 焼却ごみ類用		
<input type="checkbox"/> プラスチック製容器類用	<input checked="" type="checkbox"/>	 (たび丸)
<input type="checkbox"/> ペットボトル類用	<input type="checkbox"/>	

引換有効期限 令和 年9月30日(木)まで
※引換有効期限を過ぎた引換券は使用できません。
※引換券、ごみ袋の転売は禁止します。
インターネット等での個人売買も転売に当たります。

草津市長

OK

◆損傷券の持込時の注意等

損傷券を持ち込む際には、引換手続を円滑に行う観点から、以下の点について御協力をお願いします。

- ①細かく裁断されたものや破れた券については、できるかぎり各片を貼り合せてください。
- ②濡れた券については、できるかぎり1枚ずつの状態を乾燥させてください。
- ③付着物は、できるかぎり取り除いてください。

◆引換場所

損傷券の引き換えは、指定ごみ袋引換券取扱店（以下「取扱店」）において取り扱っています。

※取扱店で、損傷の経緯をお伺いすることがありますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせ先：草津市資源循環推進課

077-562-6361